

## 周波数再編アクションプラン（平成 22 年 2 月改定版）における 700/900MHz 帯関連部分の記述

### Ⅱ. 335.4～770MHz 帯

#### 基本的な方針

- 地上テレビジョン放送のデジタル化に伴う空き周波数(710～770MHz)について平成 24 年以降導入する携帯電話等の電気通信、高度道路交通システム（ITS）の技術的条件を検討。

#### 具体的な取組

- ③ 地上テレビジョン放送のデジタル化に伴う空き周波数の有効利用(710～770MHz)
  - ・ 周波数割当計画において、平成24年7月25日以降、710～730MHzのうち10MHz幅を「ITS」用途、730～770MHzを携帯電話等の「電気通信」用途で使用することとしている。
  - ・ 「ITS」用途による当該周波数帯の使用については、ITS無線システムの技術的条件の検討を進め、その結果を踏まえ、当該帯域の使用のための制度整備が平成24年までに完了するよう、技術基準の策定等に向けた検討を実施する。
  - ・ 「電気通信」用途による当該周波数帯の使用については、800MHz及び900MHz帯の周波数再編の進捗状況及び携帯電話システム等の需要動向・技術動向を踏まえ、平成24年7月25日からの使用が可能となるよう技術基準の策定等に向けた検討を実施する。
  - ・ デジタル中継局のリパック（アナログ放送終了後のデジタルチャンネルの再編）に関し、平成21年4月、全国地上デジタル放送推進協議会とともにチャンネル再編予定表を更新したところ。今後も引き続き円滑なチャンネル切替え方策等の検討を実施する。

#### 今後取り組むべき課題

- ① 建物等の遮蔽環境での ITS 車車間・路車間通信に適した周波数帯として、700MHz 帯を候補とした周波数の検討を進める。また、多数の移動体端末が存在する状況下においても輻輳が生じないように、周波数の共同利用の技術的検討を進める。

### Ⅲ. 770～960MHz 帯

#### 基本的な方針

今後の移動通信システムの利用拡大を踏まえて、第2世代移動通信システムから第3世代移動通信システムへの高度化を図るため、中長期的に必要な周波数の確保に向けて、周波数の再編を推進する。

- 800MHz 帯携帯無線通信について、地上アナログテレビジョン放送終了後速やかに700MHz 及び900MHz 帯の周波数を新たに使用できるよう、平成24年7月24日を目途に800MHz 帯の周波数再編を実施。
- 800MHz 帯 FPU については地上テレビジョン放送のデジタル化によるHDTVの番組素材伝送の需要に対応するため、特定ラジオマイクとの周波数共用に配慮した上で、周波数有効利用方策について検討。
- 地域防災無線通信について、平成23年5月31日までに260MHz 帯周波数（デジタル無線）へ移行。
- 800MHz 帯 MCA 陸上移動通信について、更なる電波の有効利用方策について検討。

#### 具体的な取組

- ① 800MHz 帯 FPU（770～806MHz）
  - ・ 平成18年度から平成21年度までの計画で、周波数の利用効率を高めるため、高精細映像素材の高画質・高能率な画像符号化技術及び移動性に優れた高信頼・高効率な無線伝送技術などの有効利用技術の研究開発を推進する。
  - ・ 上記の進捗状況等を踏まえるとともに、特定ラジオマイク（A型）又はデジタル特定ラジオマイクとの共用利用を考慮し更なる周波数有効利用方策について検討を行い、平成22年度までに一定の方向性を得る。
- ② 地域防災無線通信（846～850MHz 及び 901～903MHz）
  - ・ 260MHz帯等の他の周波数帯への移行を念頭に、周波数割当計画ではこの周波数帯の使用の期限を平成23年5月31日までとしている。周波数の移行等が円滑に行えるよう、半年に一度（毎年4月及び10月）無線局数を確認する。無線局数は、総務省ホームページに掲載する。
- ③ 800MHz 帯 MCA 陸上移動通信（850～860MHz 及び 905～915MHz）
  - ・ 地上アナログテレビジョン放送終了後に700MHz及び900MHz帯の周波数を移動通信システム用として使用可能とするため、800MHz帯の周波数再編に併せて、デジタル化等の状況を踏まえつつ、電波の有効利用の方策について検討を進める。
  - ・ アナログ方式が減少する一方で、デジタル方式の普及が進んでいる中、更なる周波数有効利用を図るため、周波数利用効率の高いデジタル方式用周波数の拡大に向

けた検討を促進するとともに、平成21年度から平成23年度までの計画で実施する周波数共用に関する技術的検討の調査・検討の結果を踏まえ、平成23年度までに一定の方向性を得る。

④ パーソナル無線（903～905MHz）

- ・ 平成20年8月に400MHz帯簡易無線のデジタル化に係る制度整備が行われたことを踏まえて、現行の技術基準の適用期限である平成34年11月30日を期限として廃止することとする。なお、今後の無線局数の推移に応じて、廃止の時期の前倒しについても検討を進める。
- ・ パーソナル無線の廃止時期の前倒しを検討するため、半年に一度（毎年4月及び10月）、無線局数を確認し、無線局数の推移を把握する。結果については、総務省ホームページに掲載する。

今後取り組むべき課題

携帯電話等の移動通信システムのトラヒック増に対応するため、地上アナログテレビジョン放送終了後に700MHz帯及び900MHz帯の周波数を移動通信システム用に使用できるよう周波数割当てについて検討を進める。